

メガソーラー事業に係る主な関係法令

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
10	工場立地法	売電を目的としたメガソーラー等の太陽光発電施設は水力発電、地熱発電と同様に、工場立地法第 6 条に規定する届出の対象から除外。ただし、工場立地法の届出に該当する特定工場において、敷地内に太陽光発電施設を設置する場合は、従来通り工場立地法第 8 条の変更の届出をしなければならない。	届出	商工労働部工業戦略技術振興課 (023-630-2690)	県内全域	各市町村担当課